

# 福岡県海岸漂着物対策地域計画

平成24年3月

福岡県

# 目 次

第1章 福岡県海岸漂着物対策地域計画の目的及び位置付け	
1 目的	・・・ 1
2 地域計画の位置付け	・・・ 1
第2章 福岡県の海岸	
1 海岸の特性・概要	・・・ 1
2 人口分布及び河川位置	・・・ 3
3 レクリエーション施設	・・・ 4
4 海流等	・・・ 5
5 海岸漂着物の現状	・・・ 6
第3章 福岡県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	
1 海岸清掃の現状	・・・ 6
2 海岸漂着物対策の基本的な考え	・・・ 6
3 重点区域選定の考え方	・・・ 7
4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	・・・ 8
5 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	・・・ 9
6 海岸漂着物等の処理に関する事項	・・・ 9
7 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項	・・・ 9
8 普及啓発・環境教育に関する方策	・・・ 11
第4章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項	
1 関係者の役割分担	・・・ 11
第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進 に関し必要な事項	・・・ 13

## 第1章 福岡県海岸漂着物対策地域計画の目的及び位置付け

### 1 目的

「海岸漂着物処理推進法」及び「国の基本方針」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため「福岡県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

また、それによって、海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸環境の保全を図るものである。

※海岸漂着物処理推進法・・・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)」

※国の基本方針・・・「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(平成22年3月30日閣議決定)」

### 2 地域計画の位置付け

本計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により都道府県が作成する地域計画である。

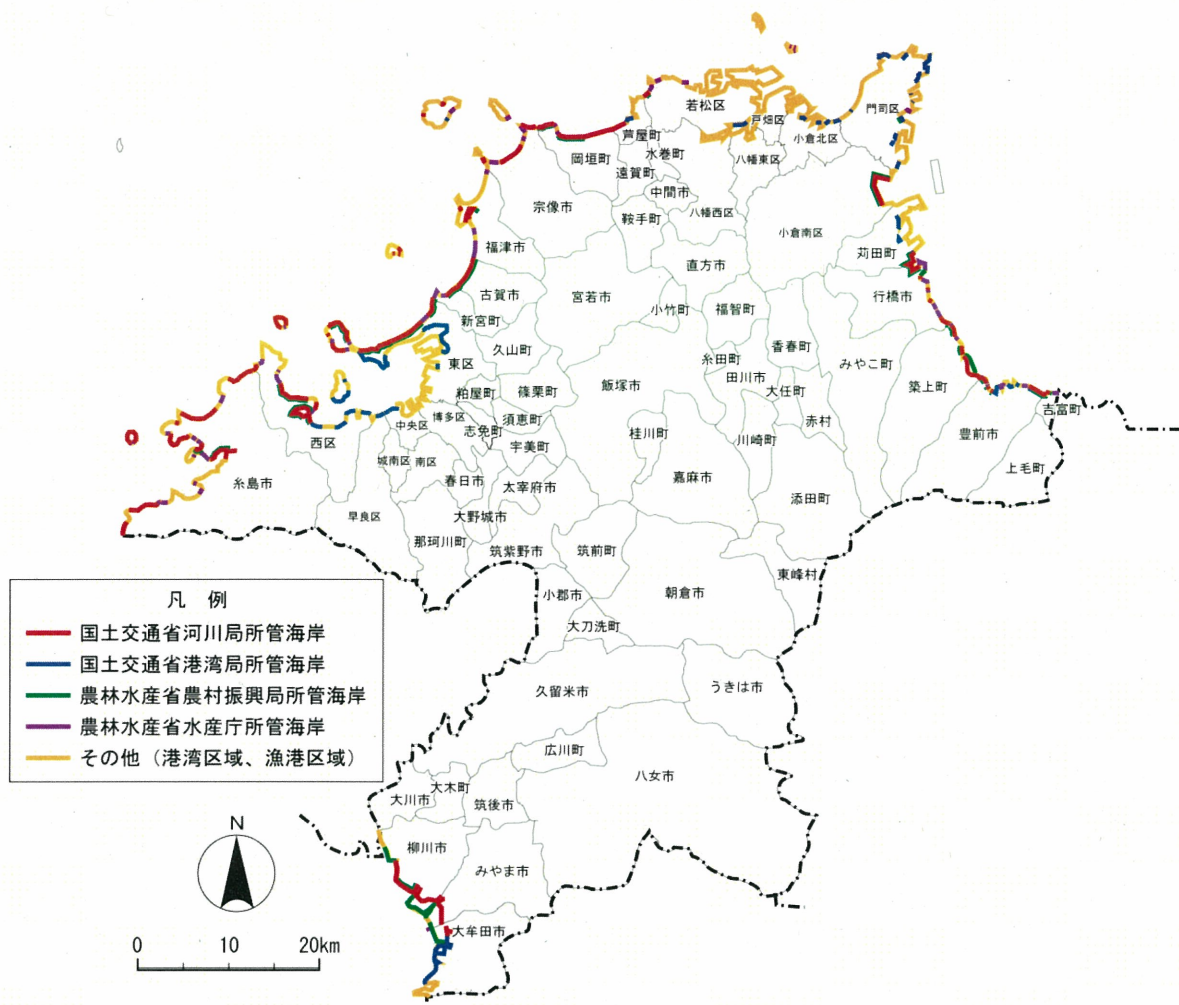
## 第2章 福岡県の海岸

### 1 海岸の特性・概要

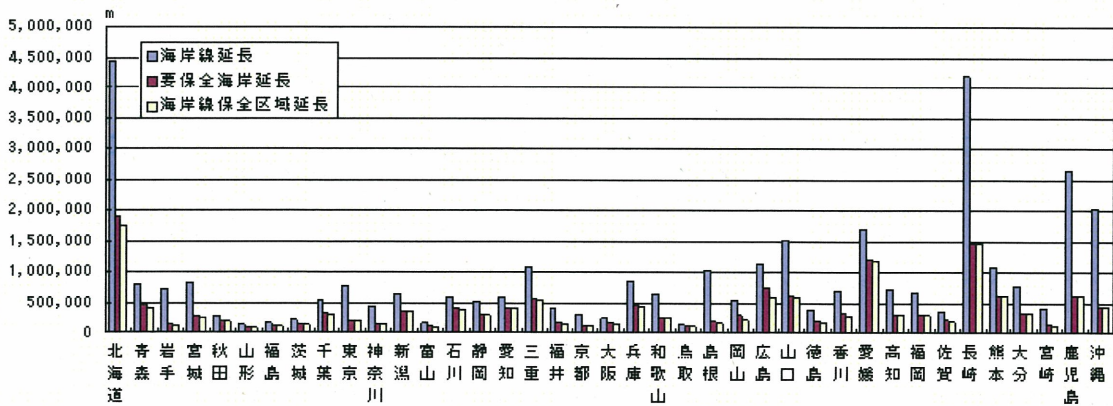
福岡県は玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれており、海岸線の総延長は約668.2kmを有している。

また、全国47都道府県のうち海に接しない8県を除いた39都道府県において、海岸線の延長が最も長いのは北海道であり、続いて長崎県、鹿児島県、沖縄県の順となっており、福岡県は18番目の長さである。

さらに、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィンなど様々な海岸レクリエーションが盛んであり、加えて各海岸で広く漁業が営まれている。



[資料：福岡県、福岡県の港湾・海岸]



[資料：国土交通省河川局編、海岸統計（平成20年度）]

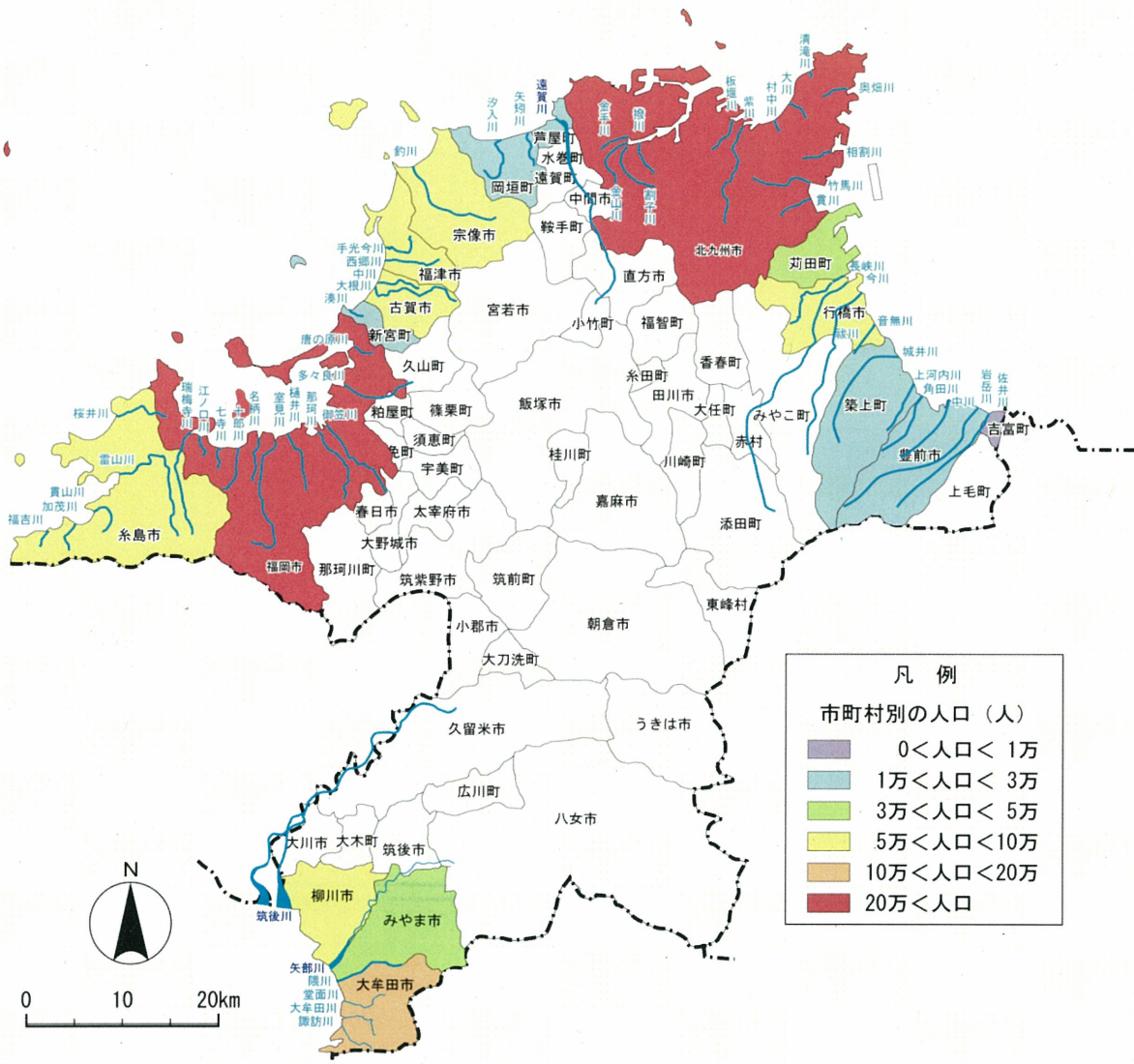
## 2 人口分布及び河川位置

福岡県の人口は、全体で約507万人、うち沿岸17市町人口は約321万人となっており、県人口の63%を占めている。下図に各市町村人口の平面分布を示す。

福岡県には、筑後川、矢部川、遠賀川、山国川などの一級河川4水系、二級河川52水系をはじめとして多くの河川が存在している。

※福岡県における17沿岸市町村

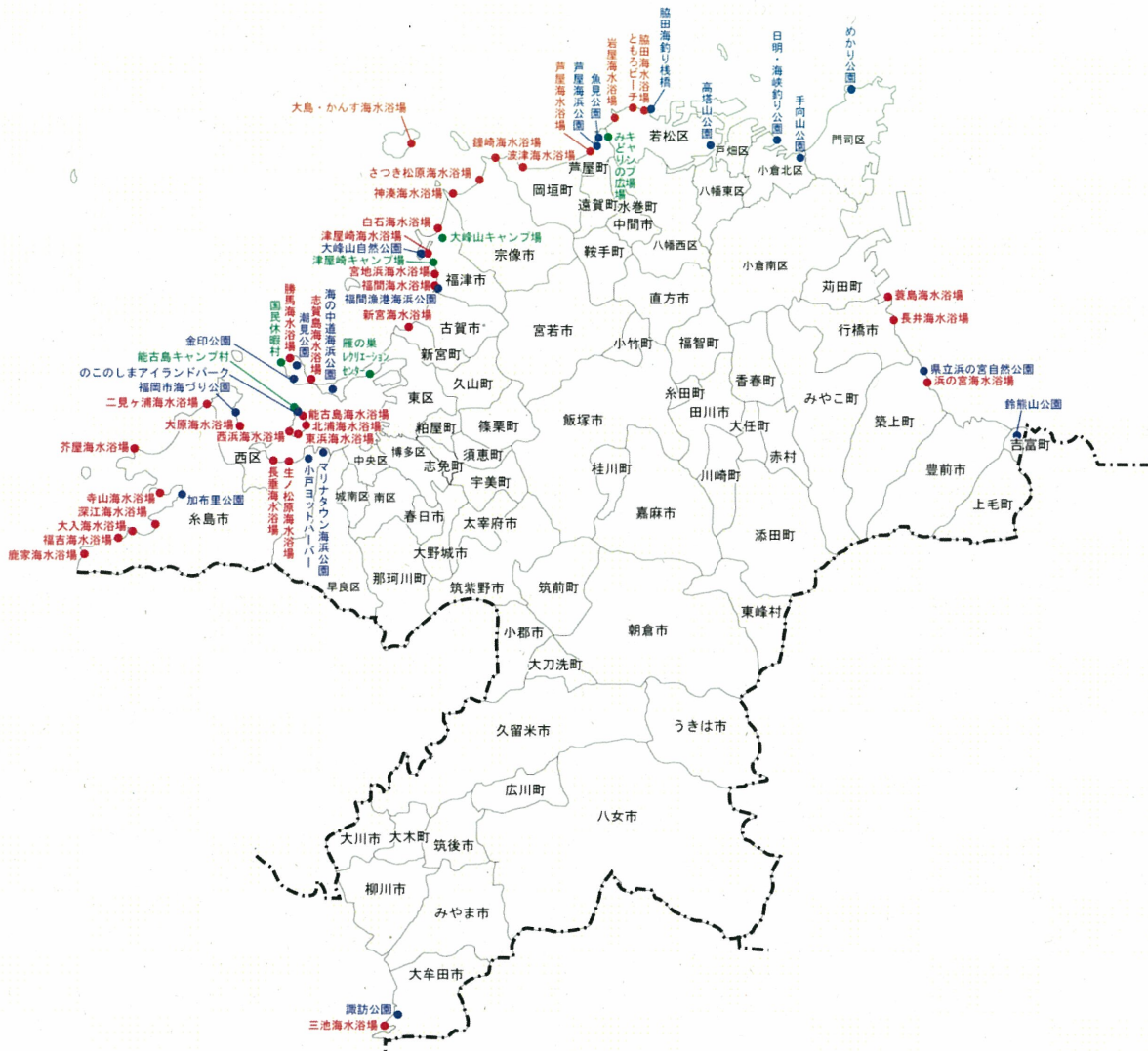
〈北九州市、福岡市、大牟田市、柳川市、行橋市、豊前市、宗像市、古賀市、福津市、みやま市、糸島市、新宮町、芦屋町、岡垣町、荻田町、吉富町、築上町〉



[資料：福岡県、福岡県データウェブ、平成23年]

### 3 レクリエーション施設

福岡県では、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィンなど様々な海岸レクリエーションが盛んである。レクリエーション施設は、玄界灘に面している海岸に多い。レクリエーション施設の位置を下図に示す。

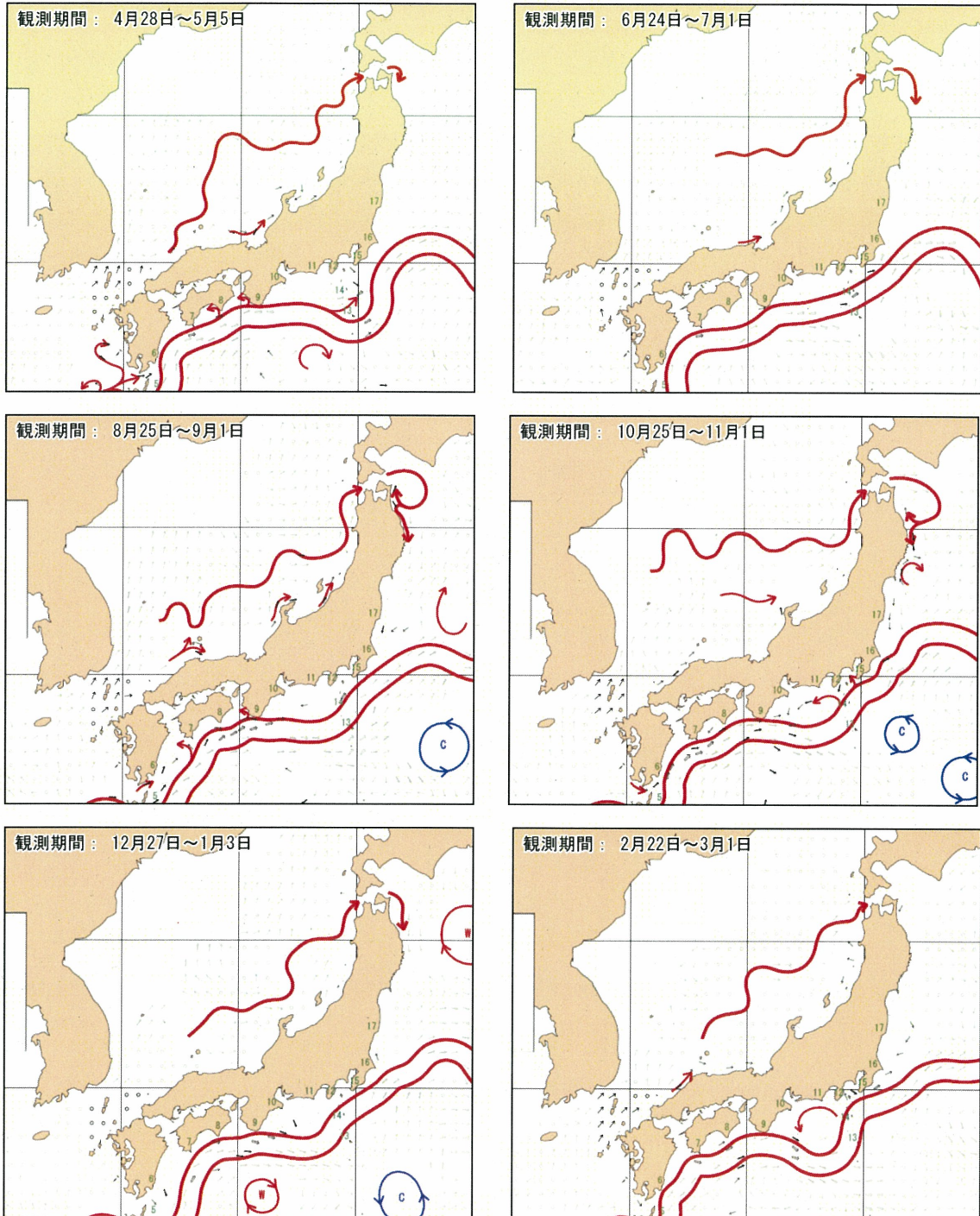


[資料：福岡県. ふくおか探訪. 平成 20 年 5 月]

#### 4 海流等

福岡県西部に位置する玄界灘沿岸では、対馬海流による影響が大きいと考えられ、壱岐島の存在によって主な流れは日本海に抜けていくという状況である。

日本近海の流れの変動

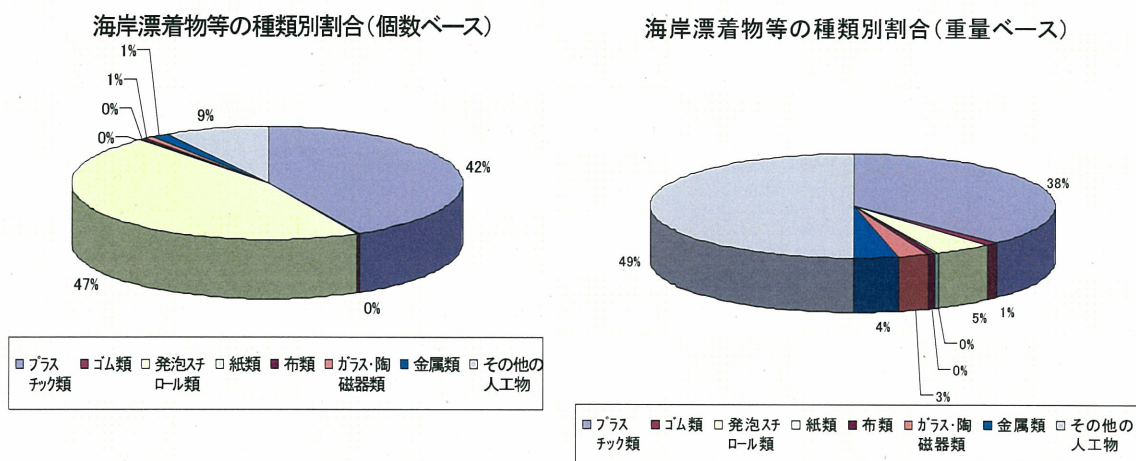


[資料：海上保安庁、海洋速報]

## 5 海岸漂着物の現状

海岸漂着物のほとんどが、海外由来よりも、河川を通じての流れ込みや現地でのポイ捨て等による国内由来によるものが多く、本県が毎年、環境教育の一環で小学生とともにおこなっている大口海岸(糸島市)での定点調査の結果によれば国内由来の漂着物が9割以上であった。

また、本県の海岸における漂着物等の種類別割合を下図に示すと、プラスチック類や発泡スチロール等がほとんどを占める。



(平成22年度秋～冬期に行った県内海岸(28箇所)における現状調査結果より)

## 第3章 福岡県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

### 1 海岸清掃の現状

海岸法等により、海岸は、一般公共海岸区域、海岸保全区域、港湾区域、漁港区域等の区域が指定されており、港湾管理者や漁港管理者はそれら区域の施設整備を行うと共に、管理の一環として清掃を行っている。

また、それぞれの管理者だけではなく、一般廃棄物処理の総括的役割を有する市町村も、観光地、経済活動、レクリエーション、市民の憩いの場等生活環境の保全や整備の立場から、それぞれ主体的に海岸美化活動をおこなっている。あるいはNPOやボランティア団体、個人、企業・団体等も地域貢献や社会貢献の一環として海岸清掃活動に取り組んでいる。



## 2 海岸漂着物対策の基本的な考え

海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらすめぐみを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）や海岸の利用が総合的に「保全」、「再生」されることを旨として行われることが必要である。

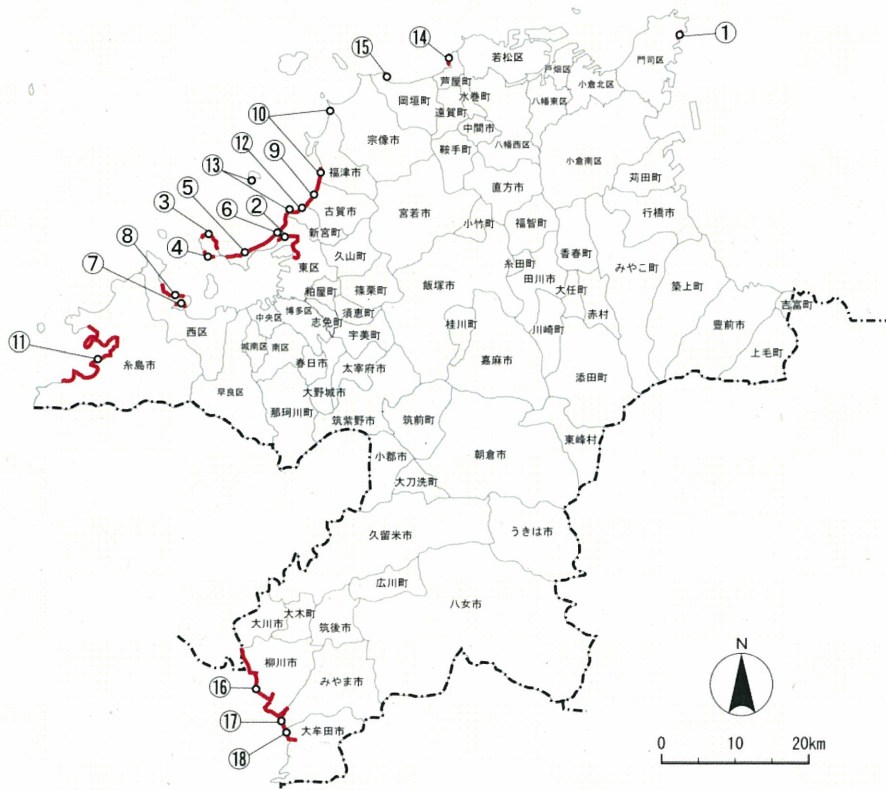
## 3 重点区域選定の考え方

次の(1)～(6)を基本方針として、海岸管理者や沿岸市町村等からの意見聴取及び現地調査等により、総合的に決定する。

- (1) 海岸の利用状況や地域の経済活動に鑑み、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (2) 良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (3) 広域の公共用水域であってほとんど陸域で囲まれている海域（以下「閉鎖的海域」といいます。）に位置する海岸であって、周辺の都道府県の区域等から現に大量の海岸漂着物が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
- (4) 周辺国から現に大量の海岸漂着物が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
- (5) 離島地域であって、周辺国や他の都道府県の区域から現に海岸漂着物が漂着し、又は今後漂着が見込まれることにより、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (6) 災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸漂着物等の処理等を行うことが必要な海岸

#### 4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

番号	区域名	所在市町	対象海岸、対象範囲	海岸の概要	選定理由
1	玄 界 灘 及 び 周 防 灘	北九州市	白野江海岸	付近に植物公園が立地し自然豊かな海岸	1
2		福岡市	和白海岸	海水浴等マリレジャーに供されている	1
3		〃	志賀海岸(志賀島地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
4		〃	志賀海岸(弘地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
5		〃	志賀海岸(海の中道地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
6		〃	和白海岸(海の中道地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
7		〃	福岡海岸(今津地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
8		〃	福岡海岸(大原地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
9		古賀市	古賀海岸(古賀地区海岸)	海水浴等マリレジャーに供されている	1
10		福津市	福間、勝浦漁港区域	漁業の用に供されている	1
11		糸島市	岐志～福吉漁港区域	漁業の用に供されている	1
12		新宮町	新宮海岸(新宮地区海岸)	海水浴、白砂青松の松原	1
13		〃	新宮、相島漁港区域	漁業の用に供されている	1, 5
14		芦屋町	柏原漁港区域	漁業の用に供されている	1
15		岡垣町	波津漁港区域	漁業の用に供されている	1
16	有	柳川市	久間田～中島漁港区域	漁業の用に供されている	1
17	明	みやま市	江浦漁港区域～堂面川下流域	漁業の用に供されている	1
18	海	大牟田市	三池第一海岸	漁業の用に供されている	1



## 5 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策としては、各地域において、それぞれの特性（自然条件や社会的条件）や海岸漂着物の漂着量、漂着物の傾向を考慮しながら、国、県、市町村、海岸管理者、あるいは民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を踏まえつつ実施するものとする。

## 6 海岸漂着物等の処理に関する事項

回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行うものとする。

## 7 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

### (1) 3 R（排出抑制・再使用・再生利用）の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民の生活や事業活動に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれている。したがって、県民、事業者、行政それぞれが自主的に廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用に努めることで、廃棄物等の循環的利用を推進し、ごみの発生量を減らすことが重要である。

### (2) ごみ等の適正な処理等の推進

県民は、日常生活において生じた廃棄物を適正に処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、廃棄物の適正処理に努めるものとする。

行政や事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

### (3) 発生の状況及び原因に関する実態把握

県は、海岸漂着物等の発生の状況や実態を把握するため、漂着物の種類や量等必要な調査を適宜実施するように努めるものとする。

### (4) ごみ等の不法投棄の防止等

県及び市町は、不法投棄防止に係る施策の着実な実施に努めるものとする。

海岸漂着物等は、陸域の身近な散乱ごみに起因するものが多く含まれていることから、県民全体が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等のポイ捨て等の不法投棄

を行わないことが重要である。

このために、廃棄物処理法等に基づき、ごみの適正処理に係る普及啓発や環境教育の推進を通じて、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図ること、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、地域における継続的な清掃活動の実施により、ごみ等の不法投棄がしにくい環境づくりに取り組む必要がある。

#### (5) ごみ等の水域等への流出防止

海岸漂着物等には、森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、これらのものの水域等へ流出防止を図ることが重要である。

県民又は事業者は、その所有する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

県及び市町は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露天の営業等）その他の活動を行う者に対し、器材等の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じてごみ等の排出の防止に努めることが必要である。

#### (6) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、必要により当該区域に対して（他の都道府県、周辺国については国と連携して）、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることとする。

### 8 普及啓発・環境教育

海岸漂着物等は、日常生活や事業活動に伴って生じたごみが多く含まれており、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題への認識を深め、ごみ等を投棄しないことが重要である。

このような海岸漂着物等の発生抑制対策は、海岸清掃を通じた体験活動や次代を担う子ども達に対する学校現場での環境教育により、多くの人が触れる機会を持つ

ことが大切であり、県、市町村、事業者、県民、関係団体がそれぞれの取組を展開する。

## 第4章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

### 1 関係者の役割分担

既に県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施され、定着している。このことから、県内の海岸漂着物対策を円滑に実施するには、現状の海岸漂着物の回収体制を活用し、関係者が共通の認識の下に引き続きそれぞれ相互協力して継続して取り組むことが必要である。

関係者の主な役割分担は以下のとおりである。

#### (1) 国の役割

ア 海岸漂着物処理推進法の規定する基本理念にのっとり海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、総合的な施策を実施すること。  
(9条、13条)

イ 国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応すること。  
(21条)

ウ 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査に努めること。  
(22条)

エ 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じ普及啓発に努めること。  
(27条)

オ 海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めること。(28条)

カ 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じること。(29条)

(2) 県の役割

ア 海岸漂着物対策のこれまでの経緯や体制等、地域の実状を踏まえ、海岸周辺区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施すること。(基本方針、10条)

イ 地域計画を作ること。(14条)

ウ 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査に努めること。  
(22条)

エ 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発に努めること。  
(27条)

(3) 海岸管理者の役割

海岸漂着物対策のこれまでの経緯や体制等、地域の実状を踏まえ、管理する海岸の土地においてその清潔さが保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施すること。(基本方針、17条)

(4) 市町村の役割

ア 海岸漂着物対策のこれまでの経緯や体制等、地域の実状を踏まえ、海岸周辺区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施すること。  
(基本方針、10条)

イ 民間の団体等との緊密な連携の確保及び活動の支援に努めること。(25条)

(5) 事業者及び県民の役割

ア 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めること。(11条)

イ 県民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めること（11条）

ウ 事業者及び県民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めること。

## 第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### 1 モニタリングの実施

県及び市町は、海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を実施するために、海岸漂着物等の回収状況を把握していくよう努める。

### 2 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

海岸漂着物対策を推進するためには、地域住民、民間団体等の参画が必要であり、このために、県及び市町は広報紙や HP 等をとおして広く県民や関係団体に情報提供を行い、透明性の確保に努める。

### 3 地域計画の変更

国の基本方針の改定や海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置の状況等に応じて、県は計画内容の見直しを行うものとする。